

【関連規定の改定】 改定箇所について下線付き太字で記載しています。

	対象となる規定	改訂前	改訂後
1	定期預金・通知預金・定期積金 共通規定	<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(2) (中略)</p> <p>不渡りとなった証券類は、<u>この証書と引換えに、または</u>この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却します。</p> <p>5-1.届出事項の変更、証書もしくは通帳の再発行等</p> <p>(3) この証書または通帳、もしくは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払、<u>または証書や</u>通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>10.休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳<u>または証書</u>の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p> <p>11.休眠預金活用法に係る最終移動日等</p> <p>(2) (中略)</p> <p>② (中略)</p> <p>(d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳<u>または証書</u>の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p>	<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(2) (中略)</p> <p>不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却します。</p> <p>5-1 届出事項の変更、証書もしくは通帳の再発行等</p> <p>(3) この証書または通帳、もしくは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払、通帳の再発行は当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>10.休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p> <p>11.休眠預金活用法に係る最終移動日等</p> <p>(2) (中略)</p> <p>② (中略)</p> <p>(d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、繰越もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p>
2	外貨預金共通規定	<p>5.届出事項の変更、通帳・<u>証書</u>の再発行</p> <p>(1) 外貨預金にかかる通帳・<u>証書</u>や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。</p> <p>(3) 外貨預金にかかる通帳・<u>証書</u>または印章を失った場合の元利金の支払いまたは通帳・<u>証書</u>の再発行（<u>証書は汚損した場合に限り再発行します</u>）は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>5.届出事項の変更、通帳の再発行</p> <p>(1) 外貨預金にかかる通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。</p> <p>(3) 外貨預金にかかる通帳または印章を失った場合の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
		<p>(4) 通帳・証書を再発行 (証書は汚損した場合に限ります) するときには、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>7.印鑑照合等</p> <p>払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>10. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳・証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>(4) 通帳を再発行するときには、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>7.印鑑照合等</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>10. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません</p>
3	外貨普通預金規定 (非居住者円普通預金を含む)	<p>10. 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>11.休眠預金活用法に係る最終異動日等</p> <p>(2) (中略)</p> <p>② (中略)</p> <p>エ. 預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>	<p>10. 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>11 . 休眠預金活用法に係る最終異動日等</p> <p>(2) (中略)</p> <p>② (中略)</p> <p>エ. 預金者等からの申し出にもとづく通帳発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>
4	外貨定期預金規定 (非居住者円定期預金を含む)	<p>1.預金の支払時期</p> <p>この預金は、通帳または証書記載の満期日（以下「満期日」といいます）以後に利息とともに支払います。</p> <p>2.利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」</p>	<p>1.預金の支払時期</p> <p>この預金は、通帳記載の満期日（以下「満期日」といいます）以後に利息とともに支払います。</p> <p>2.利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます）</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
		<p>といたします) によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>5.解約または書替継続</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して口座開設店(以下「当店」といいます)に提出してください。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>②預金者が外貨預金共通規定 10. (1) に反し、預金契約上の地位、権利または通帳・証書について、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、または第三者に利用させた場合</p> <p>(8) 前記 (3)、(4) (5) および (6) により、この預金取引が停止され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>6.盗難通帳または証書による払戻し等</p> <p>(1) 盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①通帳または証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>(3) 前記 (1) および (2) の規定は、前記 (1) にかかる当行への通知が、この通帳または証書が盗取された(通帳または証書が盗取された日が明らかでな</p>	<p>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>5.解約または書替継続</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに、口座開設店(以下「当店」といいます)に提出してください。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>②預金者が外貨預金共通規定 10. (1) に反し、預金契約上の地位、権利または通帳について、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、または第三者に利用させた場合</p> <p>(8) 前記 (3)、(4) (5) および (6) により、この預金取引が停止され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>6.盗難通帳による払戻し等</p> <p>(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>(3) 前記 (1) および (2) の規定は、前記 (1) にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された(通帳が盗取された日</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
		<p>いときは、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>②通帳または証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7) 当行が前記 (2) の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳または証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>7.保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>(2) (中略)</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印または届出署名を押印または署名して直ちに当行に提出してください。</p> <p>8.外貨預金共通規定の適用</p> <p>付則 1 6. (盗難通帳または証書による払戻し等) の規定は、6. (2) の規定にかかわらず平成 20 年 7 月 1 日以降の払戻しにかかる損害に限って適用されるものとする。</p> <p>9.休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>	<p>が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7) 当行が前記 (2) の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>7.保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>(2) (中略)</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印または届出署名を押印または署名して直ちに当行に提出してください。</p> <p>8.外貨預金共通規定の適用</p> <p>付則 1 6. (盗難通帳による払戻し等) の規定は、6. (2) の規定にかかわらず平成 20 年 7 月 1 日以降の払戻しにかかる損害に限って適用されるものとする。</p> <p>9.休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
		<p>10. 休眠預金活用法に係る最終異動日等 (2) (中略) ② (中略) エ. 預金者等からの申し出にもとづく 預金通帳または証書の発行、記帳 もしくは繰越があったこと</p>	<p>10. 休眠預金活用法に係る最終異動日等 (2) (中略) ② (中略) エ. 預金者等からの申し出にもとづく 預金通帳の発行、記帳もしくは繰 越があったこと</p>
5	<p>為替予約に関する規定 (外貨定期預金用)</p>	<p>4.期日払い出し (2) 当行に当該一時預り金の支払いを請 求される場合は、関係外貨定期預金の 払戻請求書および通帳または証書を 当行にご提出ください。</p>	<p>4.期日払い出し (2) 当行に当該一時預り金の支払いを請 求される場合は、関係外貨定期預金の 払戻請求書および通帳を当行にご提 出ください。</p>

以 上